

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省）

項 目 名		カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除）の延長等	
税 目		所得税 租税特別措置法第十条の五の五 租税特別措置法施行令第五条の六の五 租税特別措置法施行規則五条の十二の二 法人税 租税特別措置法第四十二条の十二の六 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の六 租税特別措置法施行規則第二十条の十の二	
要 望 の 内 容		・適用期限を2年間延長する。（令和9年度末まで） ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しするため、要件の見直しを図る。	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中 (▲10,300百万円の内数) (百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必		(1) 政策目的 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減（2013年度比）、2050年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。 (2) 施策の必要性 足下、我が国の温室効果ガスの排出・吸収量は、2013年度比27.1%減少しており、2030年46%減、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて減少傾向を継続しているものの、製造業などの生産活動の低下が要因の一つとなっており、経済成長と脱炭素の同時実現を目指すためには、企業の省エネ・脱炭素化の取組を促進し、これまで以上に排出原単位を改善させる必要がある。	
今 回 の 要 求	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 ○ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日） 2050年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資について

			ても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。 具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。
		政策の達成目標	GX を通して 2030 年度の温室効果ガス 46%削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルを実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間延長（令和 9 年度末まで）
		同上の期間中の達成目標	2030 年度 46%削減目標等を達成すること。
		政策目標の達成状況	2023 年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約 10 億 1,700 万トンとなり、2022 年度比で 4.2%（約 4,490 万トン）の減少、2013 年度比では 27.1%（約 3 億 7,810 万トン）の減少。過去最低値を記録し、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。 （出典）環境省報道発表資料「2023 年度の温室効果ガス排出量及び吸収量（概要）」より抜粋
		要望の措置の適用見込み	精査中
	有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制措置の適用を受ける事業者は、エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、特別償却又は税額控除措置を受けることにより、投資初年度の資金負担が軽減されるため、積極的な設備投資が促進される。今回、本措置の適用期限を令和 9 年度末まで 2 年間延長し、要件の見直しを図ることで、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しする。

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本税制措置の適用を受けるためには、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、それに加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減（2013年度比）、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資を促進する必要がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		【適用件数】 令和3年度：6件 令和4年度：53件 令和5年度：86件 令和6年度：5件 【減収額】 令和3年度：1億円 令和4年度：45億円 令和5年度：102億円 令和6年度：0.3億円 ※令和6年度は、事業適応計画の実施状況報告書より推計。
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 根拠条文：租税特別措置法第四十二条の十二の六 ② 適用件数：（特別償却）2件 （税額控除）84件 ③ 適用総額：（特別償却）0.4億円 （税額控除）102億円
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	

		炭素生産性向上率（計画ベース） 炭素生産性の向上率（計画） 21% 炭素生産性10% 炭素生産性7% 基準年度 目標年度 事業適応計画の認定を受けた事業者において、炭素生産性を平均 21%向上させる見込み。（2024 年 3 月末までに事業者から申請のあった事業適応計画を基に算出）
	前回要望時の達成目標	GX を通して 2030 年度の温室効果ガス 46%削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルを実現する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	2023 年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約 10 億 1,700 万トンとなり、2022 年度比で 4.2%（約 4,490 万トン）の減少、2013 年度比では 27.1%（約 3 億 7,810 万トン）の減少。過去最低値を記録し、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。
これまでの要望経緯	令和 3 年度 創設 令和 6 年度 延長、拡充（炭素生産性等の要件や対象資産の見直し、中小企業区分の税額控除率の引き上げ、適用期間の長期化）	
担当部局（課）及び担当者	GX グループ環境政策課 GX 推進企画室 担当室長 河野 孝史（内線 3521）代表 ☎03-3501-1511 担当補佐 黒岩 壮（内線 3521）直通 ☎03-3501-1679 担当補佐 宮原 友司（内線 3521）FAX 03-3501-7697 担当者 藤井 宏信（内線 3521）	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		カーボンニュートラルに向けた投資促進税制(生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除)の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 27) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動))(地方税 31)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)(国税 27)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大 10%の税額控除(中小企業者等の場合は最大 14%)又は 50%の特別償却を措置。 《要望の内容》 ・適用期限を2年間延長する。(令和9年度末まで) ・2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しするため、要件の見直しを図る。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第十条の五の五 租税特別措置法施行令第五条の六の五 租税特別措置法施行規則五条の十二の二 法人税 租税特別措置法第四十二条の十二の六 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の六 租税特別措置法施行規則第二十条の十の二
5	担当部局		経済産業省 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和3年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯		令和3年度 創設 令和6年度 延長、拡充(炭素生産性等の要件や対象資産の見直し、中小企業区分の税額控除率の引き上げ、適用期間の長期化)
8	適用又は延長期間		2年間延長(令和9年度末まで)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換する GX の実現を通して、温室効果ガスを 2030 年 46%減(2013 年度比)、2050 年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い

			投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。
			《政策目的の根拠》 第 203 回国会における菅内閣総理大臣の所信表明演説（令和 2 年 10 月 26 日）において、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されている。 地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）において、「2050 年目標と整合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。」ことが決定。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 ○2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和 3 年 6 月 18 日） 2050 年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して租税特別措置を講じ、民間企業による脱炭素化投資を加速させていく。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	2050 年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。
10	有効性等	① 適用数	令和 3 年度：6 件 令和 4 年度：53 件 令和 5 年度：86 件 令和 6 年度：5 件 【算定根拠】 ・令和 3 年度～令和 5 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ・令和 6 年度：事業適応計画の実施状況報告書
		② 適用額	令和 3 年度：1 億円 令和 4 年度：45 億円 令和 5 年度：102 億円 令和 6 年度：0.3 億円

			【算定根拠】 ・令和3年度～令和5年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ・令和6年度：事業適応計画の実施状況報告書
		③ 減収額	令和3年度：1億円 令和4年度：45億円 令和5年度：102億円 令和6年度：0.3億円 【算定根拠】 ・令和3年度～令和5年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ・令和6年度：事業適応計画の実施状況報告書
		④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 2023年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約10億1,700万トンとなり、2022年度比で4.2%(約4,490万トン)の減少、2013年度比では27.1%(約3億7,810万トン)の減少。過去最低値を記録し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 環境省報道発表資料「2023年度の我が国の温室効果ガス排出量及び吸収量について(2025年4月25日)」 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入といった脱炭素化投資を促進していくことで、エネルギー起源CO2排出量の減少に寄与していく。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置が講じられることにより、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、足下の生産工程等の脱炭素化を促進することができる。
		① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置の適用を受けるためには、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、それに加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資を促進する必要がある。
11	相当性		

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置によって、企業の脱炭素化投資が加速した場合、地域経済の活性化にも寄与していくものと考えられる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 5 年 8 月

経済産業省の政策体系

政策（施策）
1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
2. 対外経済関係の円滑な発展
3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及
4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
5. 産業保安・安全の確保
6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
7. 中小企業の発展

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の延長等 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 温室効果ガス2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素効果の高い投資の加速が不可欠。**
- 今後も企業の脱炭素投資を後押しするため**、生産工程を効率化する等炭素生産性を向上させる設備の導入時に活用可能な**カーボンニュートラル投資促進税制を延長等**する。

現行制度

【適用期限：2026年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで】

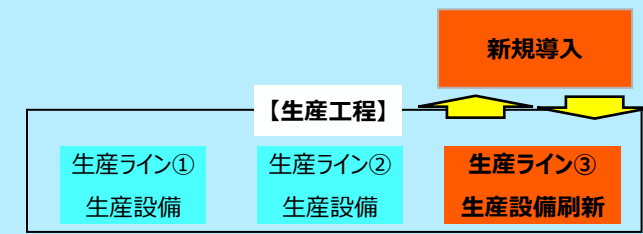
産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%）又は50%の特別償却※1を措置。

<炭素生産性の相当程度の向上と措置内容>

税額控除率については、企業区分及び認定された計画全体の炭素生産性の向上率によって異なる。

企業区分	炭素生産性の向上率	税制措置
中小企業者等※2	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%
	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%
中小企業者等以外の事業者	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%
	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%

<計画イメージ>



※1・・・措置対象となる投資額は500億円まで。控除税額は法人税額又は所得税額の20%まで。

※2・・・中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の5第3項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の6第2項第1号に規定する中小企業者。

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。（令和9年度末まで）
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しするため、要件の見直しを図る。²⁷⁻¹⁰